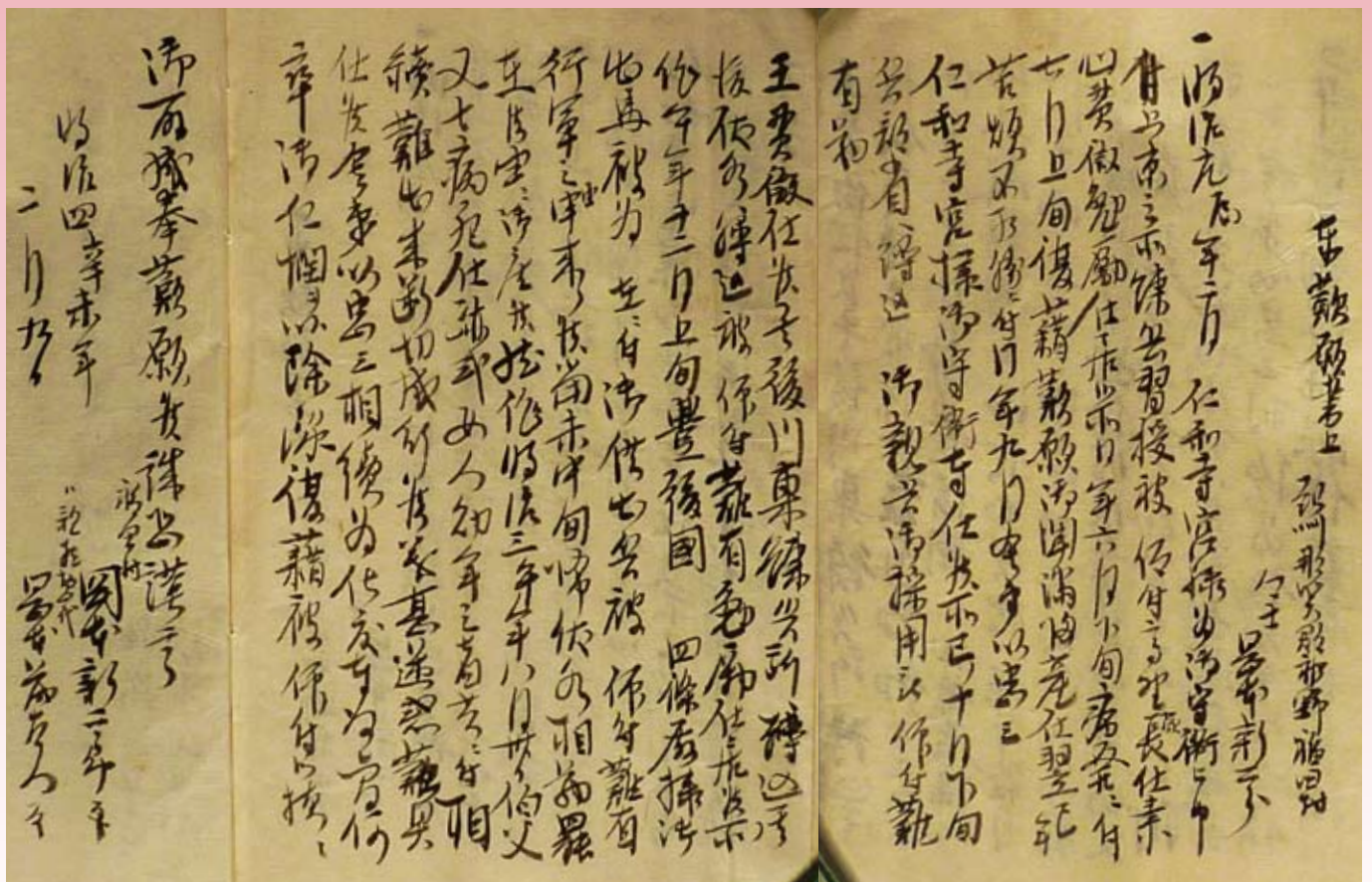


# 和歌山県立

もん じょ かん

# 文書館だより

第36号 平成25年3月



戊辰戦争後、兵部省に入った岡本忠造を除隊させるため五條県に提出された嘆願書の控え

維新を駆け抜けた高野隊

今年の大河ドラマの主人公、山本(新島)八重が会津若松の鶴ヶ城で奮戦していた同じ頃、新潟方面における戊辰戦争に参加していたのが、高野山行人領を出身とする高野隊の人々でした。その一員であったのが、岡本兵馬(のち新二郎、その後隆政と改名)とのちに婿養子となる忠造(佐太郎)の二人です。前号でも紹介した紀美野町の岡本家文書から、高野隊の活動をおっていきましょう。

高野隊の結成

高野山寺領は、紀伊国内にありながら紀州藩とは別に独自の支配をおこなっており、領内はさらに学侶・行人・聖の三つに分かれていました(図1)。

高野隊はそのうちの行人領に所属する地士らによって慶応三年(一八六七)一月に組織されます。地士とは、高野山から苗字帯刀を許されたり、庄屋を務めたりした特定の家の当主をいいます。発起人となった向副村(現橋本市)の大西三郎之助(のち徳)によると「領内ノ郷士募テ僧侶ノ地頭二代り勤王ニ軼(あつ)セシ、つまり戦闘に従事することのできない僧侶達に代わって行人方の郷士(地士)が勤王のために立ち働くことを目的として結成した、と記しています。

前号の文書館だよりでも紹介した天誅組の乱とそれに続く勤王派公卿の鷲尾隆聚による高野山での拳兵を体験した寺領の住人、特に岡本家をはじめ村内でも指導者層であった人々に、こうした考えが受け入れられるようになっていたのです。

兵馬の上洛と帰郷

大西らによる呼びかけにこたえて集った人々は、慶応四年(一八六八)二月二二日から、二〇名が三隊に分かれて順次出発、兵馬は二八日に上洛を果たします(資料番号ク10、以下同じ)。高野山とのつながりが深かった京都仁和寺内の真光

院を屯所と定めた一行ですが、物見遊山をしている暇はありません。三月二日からは、仁和寺宮嘉彰親王(写真1)のちの小松宮彰仁親王)を護衛するため、薩摩藩の中嶋治部らが練兵師範となってイギリス式の訓練がはじめられました。



写真1 仁和寺宮嘉彰親王  
『戊辰役戦史』87頁より

仁和寺宮のもとには高野隊のほか、摂津多田院の御家人の末裔である多田隊と忍者で知られる近江の甲賀隊が配属され、戊辰戦争時には三隊をあわせて旗本隊と呼ばれました。

上洛から三ヶ月を過ぎた六月一四日、越後口総督に任命された仁和寺宮に従って、旗本隊もいよいよ北越方面へ赴くこととなります。兵馬も四番隊前列伍長として従軍する予定だったようですが、三九歳という年齢で慣れない訓練に無理がたたったのか、同月下旬に病氣となり、七月上旬に帰郷しています。

北越戦争出陣

兵馬は途中で隊を離れたため、北越戦争を記録した史料が岡本家には伝わっていません。そのため、『戊辰役戦史』などをもとに、高野隊の活動をみていきましょう。

六月二三日、明治天皇から仁和寺宮へ新政府軍の象徴である、錦旗と節刀が下

賜され京都を出発、七月七日福井県敦賀へ到着し、そこから海路と陸路の二手に分かれて越後へ向かいました。

仁和寺宮や旗本隊は帆船富有丸に乗船し、雷雨や立山からの吹風(ふきかぜ)にあいながらも、九日に今町港(現在の直江津港)へ入り、高田を経て柏崎、新潟、新発田へと進軍します(図2)。

越後方面は北陸道先鋒総督高倉永祐によって一旦鎮撫されていたものの、奥羽越列藩同盟が結ばれたことから、激しい抵抗が起こっていました。柏崎滞在中には新政府軍が占領した長岡城が、同盟軍の長岡藩家老河井継之助によって奪回されるなど攻防が続きます。しかし、二二藩からなる新政府軍は、八月一日に村上藩を降伏させ、越後国内を制圧することに成功しました。



図1 高野山寺領の支配

学侶 行人  
修理(共同管理) 聖

『和歌山県史』近世資料 99頁  
「高野山寺領の所領区分図」をもとに作成



図2 北越戦争関係図  
『甲賀忍者』の実像』133頁より加筆・引用

この間、旗本隊は仁和寺宮の護衛が中心で前線に立つことはありませんでしたが、九月四日ついに進撃を仰せ付けられ、一二日に最前線の地、羽越国境に程近い雷村へ到着、庄内藩領関川村へ向かいま



す。関川までの様子は、高野隊員であった湯浅嘉一郎による記録が残っています(サ―432、句読点は筆者)。

乃チ進ンデ賊ヲ追フコトニ拾余里、羽州庄内口(北方ノ浜手鼠ヶ関ニ賊ヲ追フ官軍ノ一手ハ略)馬継駅ニ至ル。此時ニ当リ、関川口ノ官軍岩国・高鍋等ノ兵、賊兵ト戦フ。我兵之ヲ援ケント欲シ、夜大雨ヲ冒シテ進ムコト三里余。暁ニ及ビ大代村ヲ經テ雷村ニ至リ、崎嶇タル板路ヲ經テ関川口ニ向ヒ進ム。時ニ山上ノ賊壘ヨリ乱発スル銃丸雨ノ如ク、官兵傷ヲ被ムル者多シ。因テ少シク退キ、路ヲ東ニ転シ、崖谷ヲ踰ヘ溪間ヲ渡リ、迂回シテ直チニ賊壘ノ左ニ出テント欲ス。而シテ径路極メテ険俊、幾ント人跡ナシ。乃チ荆棘ヲ扱キ、蒙草ヲ踏ミ、或ハ葛・蘿ヲ攀ゲテ涉リ、或ハ懸崖ニ絶シテ降り、將ニ溪流ヲ渡ラントスルニ迫ヒ、賊復頻銃ヲ発シテ乱射シ、飛丸頭上ヲ過キ、其声山谷ニ響ク。是ニ於テ我教師中嶋治部、隊長鳴滝太郎ニ令シ、衆兵ヲ指揮シテ其氣ヲ励マシ、急ニ進撃セシム。兵皆奮戦シテ賊壘ヲ衝ク。賊兵壘ヲ棄テ、潰散シ、夜ニ至リテ往ク所ヲ知ラズ。我兵遂ニ関川ノ村落ニ入り、岩国・高鍋ノ兵と相会ス。実ニ九月十二日ナリ。天明タルニ及ビ、昨夜戦鬪ノ跡ヲ巡視スルニ、人馬ノ斃ル、者、山野ニ狼藉タリ、以テ其激戦タルヲ知ルニ至ル。

旗本隊が前線基地である、庄内口馬継駅(中継の誤り)に到着した頃、関川口で岩国(現山口県・高鍋(現宮崎県)藩の兵が庄内軍と戦闘状態にありました。旗本隊はこれを援護すべく、夜間大雨のなかを三里(約二二キロメートル)余り進軍し、翌朝雷村から関川口に向けて進みましたが、庄内藩は雨の如く銃を乱発してくるので負傷者が続出、そのため敵の左側から攻めることになりました。

しかし、その経路はとも陰しく人が通った跡がほとんどないような山間部でした。やがて溪流を渡ろうとしたところ、また頻りに銃が乱射されましたが、旗本隊は奮戦して敵の砲台を攻め、庄内藩兵は砲台を捨てて逃走、九月一二日、遂に旗本隊は関川村へ入り、岩国・高鍋藩と合流することができました(図3の「徴兵1隊」が旗本隊をさす)。



図3 関川における兵の配置  
『辰役戦史』952頁より

旗本隊はそのまま関川村に留まっていたところ、一六日に態勢を立て直した庄内藩により逆襲がかけられます。一八日には、京都に残っていた旗本隊や諸藩の増援部隊が合流し、一九から二〇日にかけての戦闘に加わりました。二七日にな

ると庄内藩降伏の報がもたらされ、新政府軍の勝利に終わりました。この戦争によって高野隊では病死一名、負傷者二名という犠牲者を出す結果となりました。

一行はしばらく新発田に滞陣のあと、一月四日東京へ到着、江戸城へ臨幸中であつた明治天皇に錦旗を返上し、東海道を通って京都に凱旋したのは二月一日のことでした。仁和寺宮に従った旗本隊の高野・多田・甲賀の三隊は、およそ半年ぶりに仁和寺へ戻り、戦勝を祝して仁和寺宮から存分に酒肴・飯が振舞われました。

### 忠造の入隊と兵部省の廃止

高野隊は戊辰戦争終結後も解散することなく、兵部省へ引き継がれます。配属されたのは、薩摩・長州・土佐や多田隊、十津川郷士や京都の山科隊などによって編成された御親兵(明治政府直属の軍隊で、天皇や御所の警備にあつた。のちの近衛兵)でした。時期ははっきりしませんが、帰郷していた兵馬にも復帰が要請されます。しかし、体調がすぐれなかつたため、代わって親類の忠造が入隊することになりました。

明治二年(一八六九)一〇月二六日、仁和寺の屯所に着いた忠造は、翌日兵部省へ入省しました(図4)。

隊の一員となつて二週間あまりが経過した一二月二日、兵馬に宛てた書状で京都に無事到着したことを知らせるとともに、「三人(共持)又ハ少遣イ等相渡り候様ニ被仰候二付金之用意聊も致し不参」、京都に来たら給料が支給されると聞いて

いたので、金の用意をしていなかったとして、金札十両の無心をしています。というのも、「訓練の飯も来三月迄相渡り不申」、「毎日訓練二候二付金(薪替)も御座なく」とあり、食料や衣類が十分に支給されていなかったからでした(写真2)。



図4 忠造の京都滞在地

忠造はその後河東や伏見の練兵場での様子を兵馬に書き送り、「京都は甚だ寒く」や「訓練誠ニきびしく」といった状況を訴えています。訓練の具体的な内容まではわかりませんが、明治三年(一八七〇)正月に定められた「兵部省兵隊規則ヲ定ム」(アジア歴史資料センター「JACAR」Ref.A03023267000 国立公文書館)によると、日々の演習は朝八時から一一時、昼休みを挟んで午後一時から二時までで、午前中にも小憩がありました。二時からは交替で外出することが許されていましたが、西ノ刻(日の入)までに戻らなければ罰があつたようです。

他には、「けんか・口論をしないこと」や「酒は飲みすぎないように」といった今でもマナーのようなものも含まれています。現在の私たちの感覚からすれば、当たり前のことのように思いますが、忠造は「御規則誠ニ嚴重故勤め兼除隊嘆願」

するようになります。規則以外にも何か問題があったのでしょうか。

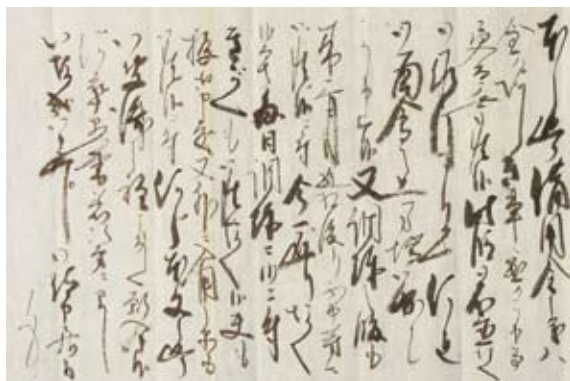


写真2 忠造から兵馬に宛てた書状  
(資料番号 スー168)

こうした忠造の願いを受けて、兵馬は明治三年七月頃から除隊のために動き出しますが、書類の不備や役所からの問合せの返答に手間取っているうちに、忠造は日田県(現大分県日田市)へ派遣される陸軍少将四條隆調に従って一月二十七日以降、現地に入ったと考えられます。

年が明けて明治四年(一八七二)二月九日、忠造の伯父が亡くなり跡を相続させるため、として忠造を除隊させるよう兵馬は再度五條県へ歎願書を提出します(表紙写真、クー9)。

歎願の結果は不明ですが、翌五年(二八七二)兵部省の廃止により、一人を除き和歌山県へ帰籍を命じられているので、遅くともこの時には故郷へ戻ってきたことでしょう。

〔翻刻〕句読点は筆者

奉歎願書上

紀州那賀郡神野福田村

郷士

岡本新二郎

一明治元辰年二月 仁和寺宮様為御守衛被申付上京之所、練兵習授被 仰付高野隊長仕、素心貫徹勉勵仕居候所、同年六月下旬病発二付、七月上旬復籍歎願御聞濟帰産仕、翌巳年苦煩不相勝二付、同年九月舎弟以忠三 仁和寺宮様御守衛奉仕候所、巳ノ十月下旬兵部省へ繰込 御親兵御採用被仰付難有勤

王貫徹仕候。其後川東練兵所へ転込、其後伏水へ繰込被 仰付難有勉勵仕居候所、作午年十二月上旬豊後国 四條殿様御出馬被為 在二付、御供出兵被 仰付難有行軍之由申来り候。当未中旬帰伏水相勤罷在候由ニ御座候。然作明治三年八月卅日伯父又七病死仕、跡式女人幼年之者共二付、相続難出来、断切成行候義、甚迷惑歎哭仕候。舎弟以忠三、相続為仕度奉存候間、何卒御仁憫ヲ以除隊復籍被仰付候様ニ御取成奉歎願候。誠恐謹言

明治四辛未年

二月九日

福田村

岡本新二郎印

同親類惣代

岡本茂左衛門印

### 高野隊のその後

北越戦争とその後の活動に関わった人々に対して、高野山から賞典が与えられていました。さきほど、京都に到着した忠造が「三人扶持(米に換算すると五石四斗)」と具体的な数字をあげているのは、高野隊に参加したのものには二人扶持、北越戦争に従軍したものについては一人扶持を増して支給されていたからです。

ところが、明治四年には政府の上知令によって高野山寺領は没収、年貢の納入がなくなった高野山は、高野隊への禄を停止します。そのため、高野隊の面々は俸禄の再給与と士卒への加入を求めて五條県に請願書を提出しました。しかし、これを受けた大蔵省は「地土ノ儀ハ、士卒へ加入給与等ノ儀難相成、民籍へ編入シ、北越出兵賞典ノ儀モ同山(高野山)筆者注)手限ノ処分二付、申牒ノ趣難聞届」(JACAR Ref:A07061837400)と厳しい判断をくだします。

翌年には五條県の事務を引き継いだ和歌山県へも願書を提出し、再び県から大蔵省へ上申されますが、やはり「地土并旧家ニテ郷士躰ニ固有存在ノ輩ナリトモ士族編入ハ聴許シガタシ」(JACAR Ref:A0706184000)と取り合ってもらえません。仲介役をしていた県も大蔵省の指令に従って、明治六年(一八七三)二月二日に俸禄の廃止を決めました。

その後も代表者が上京して請願運動に取り組み、明治七年(一八九四)には和歌山県選出の議員、大田信一によって衆議院に提出されるに至ります(写真3)。

「別紙衆議院議決請願書ハ貴省御主管ノ件二付及御転送候也

明治廿八年二月十三日

内閣総理大臣伯爵伊藤博文  
陸軍大臣伯爵西郷従道殿

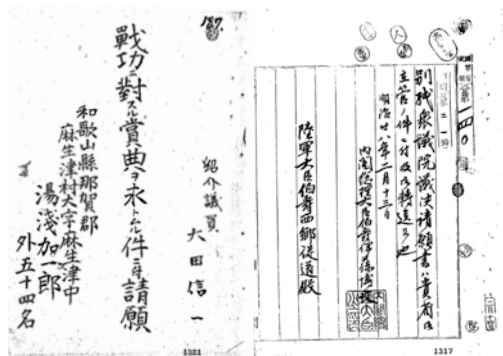


写真3 JACAR Ref.C10060819600  
防衛省防衛研究所  
「戦功二対スル賞典ヲ求トムル件二付請願」

こうして二〇年以上におよんだ請願運動でしたが、実を結ぶことはなく、高野隊の活動も次第に忘れられていきました。三月二日より、文書館ケース展示において「忠造のホンネ」と題して忠造が京都滞任時に岡本家と実家の湯川家に宛てた手紙を展示します(当館ホームページでも閲覧可能)。あわせてご覧ください。(砂川佳子)

\*参考文献

大山柏『戊辰役戦史』上巻

小田康徳『明治初年の高野山寺領をめぐる動きについて』『和歌山市史研究』18号、同『近代和歌山の歴史的研究』

藤田和敏『甲賀忍考』の実像

宮川秀一『戊辰戦争と多田郷士』

『和歌山県史料』第二二冊



逃げ帰り改易

行灯打ち転がし

享和二年（一八〇二）八月のある夜、大番の有本榎之助と十人組並小寄合本多紋三郎・以下小普請野原小太郎弟大三郎の三人は新地（和歌山市北新）に繰り出しました。夜遊びに出たのでしよう。

その帰り、新地からほど近い本町（同市本町）の自身番所、町が設けた警備所ですが、ここの行灯を「打ち転がし」といいいます。足元がふらつきぶつかったか、むしろ、酔った勢いで蹴飛ばしたのかも知れません。珍しくもない話です。

刀をもぎ取られ

ところがここから事件が起きました。その本町の肝煎、町の責任者である町年寄というより、世話役程度の人物でしょう。この肝煎に、何としたことか榎之助が「刀をもぎ取られ」たのではないのかとか、一方の紋三郎と大三郎は、その場から「逃げ帰」ったのではないのかという噂が流れました（写真1）。

酔っているとはいえ武家三人を相手にするのは、肝煎も武術の心得はあったのでしようし相当な剣幕で対したのでしよう。それにしても、榎之助が腰に帯びている大刀を「もぎ取」というのは至難の業ですし、行灯を「打ち転が」されたからといって「刀をもぎ取」る行動に出るのも突飛です。

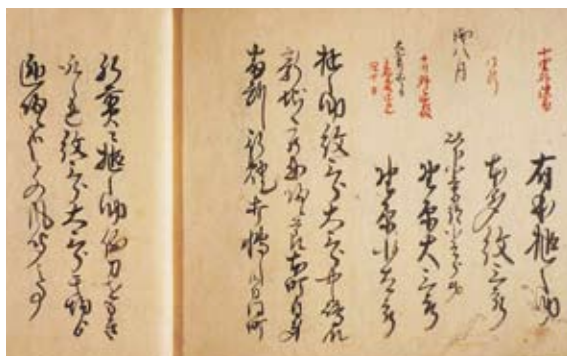


写真1 処罰を朱字で示す

流れとして考えるならば、この訝いの中で榎之助が判断力も失って抜刀したのではないのか。だとすれば町人相手、これ自体がまずい。榎之助が刀を抜いたからこそ、腰の据わった肝煎は酔っている相手の持った刀を「もぎ取」られたのではなかったか。

紋三郎と大三郎も無関係を装おうとしてなのか、「もぎ取」った刀を持った肝煎が迫ってきて立ち向かいように困ったのか、それで逃げたのではなかったか、そんな様子が見えてきます。

これは藩の「風聞姓名書き抜き」（以下「風聞録」。県立図書館移管資料 丙一フ12）に書かれた事件です。「風聞」を調査し、取り調べ、編纂した、藩の正式な記録です。

十里外改易

調べの結果これは実際に起こったこと

と判断されたのでしよう、繁華な場所でも騒いでいれば目撃者もいたに違いありません。さわめて重い処罰が下りました。刀を取られた榎之助と逃げた紋三郎は「十里外改易」。武士身分を解かれる改易の上、和歌山城下町から十里（約四十キロ）、厳密な数字ではありませんが、だいたい堺・橋本・印南といったところでしよう、この範囲内に住むことはもちろん、近付いてもいけないのです。

同じく逃げた大三郎は「十里外追放」となっていますが、単に大三郎がまだ藩に仕えておらず改易するまでもなかったため、処罰としては三人とも同じ重さです。さらに大三郎の兄の小太郎までが、その場に居合わせてもいけないのに、四〇日間家の出入りを厳しく禁じられる「急度追込四十日」に処されました。

武士の覚悟

いったい何が問題だったのでしょうか。「行灯打ち転がし」たくらいならば事件ともいえない、「刀をもぎ取られ」た有本榎之助はむしろ被害者、本多紋三郎と野原大三郎は逃げただけ、兄の小太郎にいたっては事件と直接には関係がない、それなのに四人は重罰に処されています。刀を取った方の肝煎は取り調べくらいは受けたのかもしれませんが、「風聞録」を見る限りでは処罰を受けていません。今日のように物を取ったの取られたのという事件ではないことが分かります。

つまり、刀を取られた、逃げたという行動、それを引き起こした、武士としての覚悟のなさ、そして当主として兄とし

ての監督責任が問われたのだと判断できません。三人には行灯を打ち転がした、あるいは抜刀したのかもしれないが、そういう弱みがあったにせよ、しかし、町人風情に刀を取られるとは何事だ、どういふ事情にせよ背中を見せて逃げ出すとは言語道断だということなのです。太平の世が長く続いたこの時期ならば十分ありうる事件だったでしょうが、武士として気の緩んだ行動が取り返しのつかない結果を引き起こしてしまっただけです。

「改易」の貼り紙

紀州藩では寛政八年（一七九六）以降に、「系譜」や「親類書」などの家中書き上げ（紀州家中系譜並びに親類書書上げ）が提出され続け、そのうち今日残された恐らくすべてでしょうが、一万五千七百点余を文書館で所蔵しています。処罰を受けた家の書き上げと組み合わせると、事件がいっそう詳しくみえてきます。

有本家のものとしては、事件前年の享和元年の榎之助「系譜」（資料番号五七五）があります。書式訂正に伴い家臣が一斉に提出した時のものです。表紙には整理のために後日藩で貼り付けた「享和二年九月改易」の貼り紙が残っています（写真



写真2 貼り紙に注記や指示



写真3 恩義を感じさせるため帰参への経過を訂正させたか

2)。この「系譜」を最後に有本家の書き上げは途絶えます。  
 本多家は天保六年(一八三五)紋三郎の養子が相続した際の「系譜」(写真3。資料番号一二二二七)が残っていて、紋三郎の処罰とその後の経緯をつづつています。表紙に、「達しに付き下げ候事」、指示があったので本多家に戻すようにとあります。事件の記述に訂正を求めたのかも知れませんがよく分かりません。  
 まず、「同十年(寛政十年・一七九八)九月四日不埒の儀これあり、改易仰せ付けられ候」とあり、「風聞録」から四年も前に処罰されているのです。二回処されるはずもありませんので、「風聞録」や有本家「系譜」の貼り紙が正しく、三三年後に養子が記したこの「系譜」の年が間違っているのでしょう。

帰参

さらに「系譜」には、処罰された享和二年から一五年後の文化十四年(一八一七)、藩主治宝が、「御官位御昇進遊ばされ候御赦しとして御城下御免仰せ付けられ候」、従二位大納言の官位を与えられた際に特赦があったと書き留めています。  
 この時紋三郎は、取りあえず和歌山城下町に戻って居住することだけが認められました。武士身分に戻ったものではありません。恐らく浪人分として町屋でも借りて居住したのでしょう。

何とか武士に戻れたのはさらに一四年後の天保二年(一八三一)、二代將軍秀忠の二百回忌の時で、「御赦しとして帰参仰せ付けられ四人扶持下置かれ小十人小普請末席仰せ付けられ候」、わずかな禄とともに、事件前の十人組からすれば十数段階下の役に戻されただけ。処罰から二九年がたっていました。

これは本多家が「駿河越」といって、初代藩主頼宣が駿河にいたときからの古い家臣だったために特別に許されたこと。有本家は紀州土着で、紀州徳川家初代藩主徳川家頼宣が入国直後に召し抱えた家です。有本家は再興されることはありませんでした。本多家が例外的な扱いだったことがわかります。

それから四年の天保六年(一八三五)紋三郎は没します。五十三歳でした。生きていた内に帰参できただけ、まだ幸いだったでしょう。なお、野原家の書き上げは一切なく不明。

乱心

文化八年(一八一二)四月、中奥番平井理兵衛物領勝十郎・大番妻木嘉左衛門惣領主殿・左京大夫付き中村忠平惣領兵馬など、藩剣術指南金田源五郎の弟子四人が伊都郡丁之町組大庄屋のところへ出向きました。ところが勝十郎が乱心し、主殿・兵馬に手傷を負わせ自分は裏で自害し果てた、親たちが駆けつけて遺骸を引き取り、主殿と兵馬は医者で傷を養生させたといえます(写真4)。

末尾には、「何れも不埒・不届きとのこと」とあります。手傷を負わせた勝十郎が不埒、負わされた主殿と兵馬までも



写真4 大寄合だらう大草四郎右衛門と事件との関係は不明

が不届きという意味なのです。不埒も不届きも同じけしからんという意味なのですが、「風聞録」では使い分けていて、同じけしからんでも不埒が不届きよりも厳しい意味合いなのです。

部屋住みにて病死

今日ならばこの場合、勝十郎が加害者、主殿と兵馬は被害者です。ところが勝十郎の「不埒」はともかく、被害者のはずの主殿も兵馬も「不届き」だということです。「刀をもぎ取られ」た事件と同じなのです。やられる方も悪い、一方的に手傷を負わされることは許されず、理不尽な攻撃に対しては逆に討ち果たさなければならなかったのです。勝十郎の親はもちろんのこと、主殿も兵馬も処罰されて当然の事件です。

この話、事実関係も詳細で関係者も列挙されているため信憑性は高いようですが、賄賂が飛び交ったのか、勝十郎の平井家や主殿・兵馬も処罰されることなく、勝十郎は病死ということで決着を付けたようです。事件はなかったことになり平井家は安泰、主殿も兵馬も手負わされたのではなく、たまたまけがをしたことになり責任は問われません。

「風聞録」にも処罰のことはありません。事件から七年後、文政元年(一八一八)勝十郎の弟が相続の時に提出した「系譜」(写真5。資料番号一一五七一)では、この年「五月十三日惣領勝十郎病死致し」となっています。後ろの部分にも、勝十郎は「閏二月十七日部屋住みにて病死仕り候」、藩に仕えることなく病死したとあ





写真5  
日付の違いも疑わしい

りますが、日付が違ってきます。  
妻木家のものは、主殿が事件直後の文化八年九月に無事に相続した際の「系譜」(資料番号九一五九)が残っています。もちろん事件に関わることは一切書いてありません。中村家の「系譜」は残っていないため分かりません。

**手打ち**

文化七年(一八一二)六月、役儀は分かりませんが二上弥六郎は惣領の力之助を手打ちにしました。処罰として斬ったのです。理由は書いてありません。関係者としては、養子に出た次男とほかに甥・姪が書き入れてあります。

注目すべきは、最後に記された「漆材木町喜八かしゃ(貸屋)に罷り在り候勘右衛門娘 きく」です。借家に住む貧しい町人の娘です。手打ちの件に絡む娘。これは密通事件だったように思います。次男や甥・姪は駆け落ちを手引きしたと考えては穿ち過ぎでしょうか。

密通というのは決して今日いうところの不倫とは違う。たとえ独身者同士であっても婚外の関係はすべて密通で、武士にとっては固く禁じられているのです。係わりのある人物も詳しく上がっています。事件は起きた可能性が高く、藩も把握していたのでしょうか。

**病死届け**

「風聞録」は「手打ちにいたし候処」として、手打ちは問題にしています。近世の武家の当主には家政に関して私成敗権が認められていました。今のように必ずしも国家にすべて集約されていたのではないのです。この場合も、力之助を手打ちにすることで始めて当主としての責任を果たしたことになります。

だから、問題になるのはその後書いてあることで、「病死の趣申し届け候て彼是の事」、病死と偽って届けを出した、そこがいけないといっているのです。もともと、届けの問題ですから犯罪というほどのことではありません。「彼是」というのですから他にもいろいろあつたのでしょうか(写真6)。

**手打ちを抹殺**

手打ちは認められているのだからその通りに届けばすむのに、なぜ病死と偽ったのか。手打ちをしたことにするとその理由がわからなくなってしまう。手打ちはなかったことにすれば二上

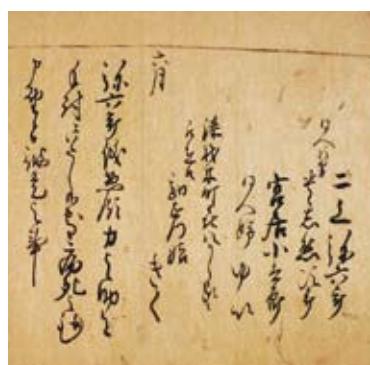


写真6 妻の弟の養子先が宮居家

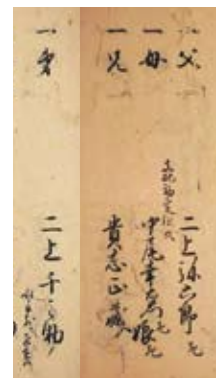


写真7  
父母以上は必ず記入

家から不心得者が出たという事実も隠しておける。これが密通に伴う駆け落ち事件だったとするならば、父親は惣領力之助を手打ちにするだけでなく、事件自体を抹殺してしまわなければ気が済まなかった、それほどまでに父親の怒りは凄まじかったのではないのでしょうか。

手打ちはあつたのでしょうか。藩には病死と届け、ここでも賄賂が動いたのかもしれない。藩も偽りであることを承知しながらも受理したという筋書きが読み取れます。

「風聞録」には処罰は載っていません。二上家には五年後の文化十二年、三男が問題もなく相続した時の「親類書」(写真7。資料番号一〇六八三)が残っています。ここには養子に出た次男と、独立前で三男の家に住む四男は書いてあるのですが、惣領力之助がいません。没しているのは間違いない。そうでなければ次男か四男と同様の形式で記載すべきなのです。なお、養子に出た次男や親類筋の甥・姪の書き上げは残っていないためこれ以上のことは分かりかねます。

**背中流し合い墮弱**

事件というほどではないのですが、文化八年七月のことです。二月に江戸の紀州藩邸赤坂邸が類焼しました。「風聞録」

にわざわざ「類焼後」と書いてありますから何らかの関係があるのでしょうか。風呂場も焼けて風呂の数が減ったことが発端なのかもしれません。

勤番の面々、つまり参勤交代に従って江戸に行きそのままどまっている連中が、「常府の者共の女等打ち交じり心易くいたし」というのです。常府の者とは勤番に対して江戸在住の紀州藩家臣のことです。「女」は常府の者の家の奉公人程度の意味でしょう。一時的に江戸に住んでいる勤番の者にとって、接触できる女性はいくらも奉公人しかいなかったということなのでしょう、一緒になって親しくしたようです。

その上、「入湯の節、背中流し合い墮弱に相見え如何しきとの事」、入湯の際に背中などを流し合い墮弱に見える、下品だ、嘆かわしいということです(写真8)。

間違っではないけないのですが、「入湯の節」を問題にしているのではないということです。近世には男女混浴が基本ですから、男女一緒に入湯することは別に問題ではありません。「打ち交じり心易くいたし」たり、風呂で「背中流し合い」ことが「墮弱」に見えて「如何し」というのです。いやいや、武家はつらい。

(遊佐教寛)

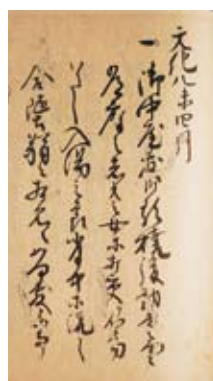


写真8  
関係者のない記事もある

平成二十四年度 古文書講座Ⅱ

今年度の古文書講座はⅠ・Ⅱとして、二回に分けての開催となり、11月～1月にかけて、古文書講座Ⅱが開催されました。

『紀州家中系譜並に親類書書上げ(上)(下)』の完成を記念して、「家中書上げ」と、「風聞」を照らし合わせることににより判ってきた、武家の驚くべき実態について、遊佐教寛研究員がわかりやすく解説しました。

各回の講座内容は、次のとおりです。

秘「風聞録」と「家中書き上げ」Ⅱ

初級・中級者向け

- 第1回 天井板より覗き 11月29日(木)
  - 第2回 背中流し合い墮弱 12月6日(木)
  - 第3回 火鉢より燃え上り 12月20日(木)
- 入門者向け
- 第1回 物領を手打ち 1月10日(木)
  - 第2回 家内の者を打擲 1月17日(木)

「初級・中級者向け」は、延べ一二五名「入門者向け」講座には、延べ五二名の出席がありました。

「初級・中級者向け」アンケートより



「風聞録」については勿論興味深かったですが、「家中書上げ」の利用の仕方にも参考になりました。

・現代の我々からは「何で？」と思うようなことが問題になる等、テーマがいつも興味深く、驚かされます。

・タイムマシンにのって、江戸時代を覗きにいっているようで楽しかったです。

・古文書の奥にある江戸時代ならではの事を教えてもらって興味深かったです。

「入門者向け」アンケートより

どの様にして古文書に入っていたらいいかわかり、楽しく講義を受けることが出来ました。

・詳しく書き方を教わったので、帰ったら筆ペンを使って書いてみようかと思えます。

・一筆描きを成り立たせるための省略の工夫が面白いです。

・崩し字の美しさと家内での生活風習がしのばれ興味深かった。



文書館の利用案内

■ 利用方法



◆ 閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。

◆ 閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

◆ 複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

■ 開館時間

- ◆ 火曜日～金曜日 午前10時～午後6時
- ◆ 土・日曜日・祝日及び振替休日 午前10時～午後5時

■ 休館日

- ◆ 月曜日(祝日又は振替休日と重なるときは、その後の平日)
- ◆ 年末年始 12月29日～1月3日
- ◆ 館内整理日 1月4日
- ◆ (月曜日のときは、5日)
- ◆ 2月～12月 第2木曜日
- ◆ (祝日と重なるときは、その翌日)
- ◆ 特別整理期間 10日間(年1回)

■ 交通のご案内

- ◆ JR和歌山駅・南海電鉄和歌山市駅からバスで約20分
- ◆ 和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/>

和歌山県立文書館だより 第36号

平成25年3月31日 発行  
 編集・発行 和歌山県立文書館  
 〒640-1100 和歌山市西高松一丁目七-三十八  
 きのくに志学館内  
 電話 〇七三-四三六-九五四〇  
 FAX 〇七三-四三六-九五四一  
 印刷 株式会社ウイング